

【 論文 】

静岡県小笠地域における融和運動家井上良一の ライフ・ヒストリーからみる部落問題学習

中山 敬司

愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻

要約

全国水平社が設立されてから 100 年が経過した。同和地区の状況は、同和对策事業や部落解放運動を受けて住環境を中心に徐々に改善している。ただし、部落差別が完全に解消したとまでは言えない。

静岡県においても水面下では部落差別が続いている。にもかかわらず静岡県民の部落問題への関心は低く、いわゆる「寝た子を起さず」という意識が強い。そのため学校現場においても、同和教育はほとんど実施されていない。戦前・戦中の部落解放運動には全国水平社を中心とする水平運動と行政と連携した融和運動があるが、静岡県では戦前から融和運動を主とした部落解放運動が展開されてきた。小笠地域の井上良一は、融和運動の中心人物として戦後の部落解放運動に大きな影響力を及ぼした。

本研究では、高等学校において同和教育を実施し、井上のライフ・ヒストリーの同和教育における有効性を検討した。その結果、生徒たちは井上の行動や思想に触れ、差別の実態や過酷さを実感していたことがわかった。教科開発学の視点からみても、井上のライフ・ヒストリーは、同和教育における教材として活用し値すると考える。

キーワード

井上良一、ライフ・ヒストリー、被差別部落、同和教育、融和運動

I 本研究の背景と目的

2016 年 12 月に部落差別解消推進法（以下、推進法という）が施行されてから、6 年が経過した。教育現場では、地道ながらも部落問題学習の教材が各地で作成されている点は大いに評価すべきである¹。全国水平社（以下、水平社という）が創立されてから 100 年が経過し、創立以後の継続的な差別との闘いはあるが、いまなお差別が残存していることは、疑いようがない。例えば、鳥取ループ・示現舎が、1936 年に中央融和事業協会が調査報告書として発行した『全国部落調査』を、「復刻版・全国部落調査（以下、復刻版という）」として出版し、しかもインターネット上に公開したという悪質な問題が発生した。これに対し、部落解放同盟は出版差し止めとウェブサイトからの削除を求める訴訟を 2016 年に提起し、その第一審判決が 2021 年 9 月に出されている。同判決において「出身者が差別や誹謗中傷を受けるおそれがあり、プライバシーを違法に侵害する」と判示され、復刻版の出版の差し止めおよびウェブサイトの削除などが命じられた²。ただし、出版差し止めについては、その範囲が一部の都道府県に限られるなど課題も残った。この点から、裁判所自体が部落差別の根深さを理解していないことがうかがえる。しかも、復刻版が今後も使用され、差別が助長されることにもなりかねないため、楽観視できる状

況とは言えない。こうしたことから原告は控訴する方針を示しており³、今後も原告側が主張する「差別されない権利」および部落差別の実態を裁判所に認めさせる動きが続くものとみられる。

また、ハーバード大学の J・マーク・ラムザイヤー（以下、ラムザイヤーという）の被差別部落に関する論文⁴が、多くの批判を受けている。その理由として、「部落民」自体を犯罪者集団と規定し、部落史研究の成果を無視していることなどが指摘されている⁵。ラムザイヤーの見解は、日本でも以前から存在する誤った被差別部落認識と同様であり、当該時期にこうした見解が、アメリカの、それも一研究者から発信されたことは驚きである。黒川みどりは、ラムザイヤーのこうした認識を形づくりに至った、そしてそれを支える情報は、日本社会に存在していると指摘している。さらに、部落問題を「知らない」ことはいとも容易に、ラムザイヤー論文のような誤った部落問題認識の受け皿になってしまうと述べる⁶。黒川が述べるとおり、部落問題を「知らない」世代がこうした論考に触れれば、少なからず影響を受けることは必定である。以上の 2 点に象徴されるように被差別部落への差別はいまだ根深い。こうした状況の改善に向けて、教育現場における啓発活動の必要性が高まっている。

静岡県の部落差別問題についても全国同様にいまだ解消に至らず、表向きは解消したもしくは「歴史」となっ

ているように見える。いわゆる「寝た子を起こすな」意識がより強く、事無かれ主義が強い。学校現場でも、被差別部落自体を知らず、無関心な生徒も少なくない。こうした状況が続くことは、結局、問題解決が先送りされることにつながるため、差別が表面化して運動が活発である地区より根深いと言える。しかも静岡県についても前述のとおり鳥取ループ・示現舎が県内の部落を公開している。いまだ結婚差別が起きている現状⁷に鑑みると、当然ながら「寝た子を起こすな」意識では、問題解決には至らない。静岡県においても何らかの対応策が必要と言えよう。

静岡県における部落解放運動の変遷をたどると、戦前の水平運動及び融和運動は、主に静岡県の中西部地区で展開された。

差別解消に向けた運動は、部落民のみで自ら活動する水平運動と行政との連携による融和運動に大別される。両者は対抗や協調しつつも、後には融和運動を展開する組織のほうで成長し、大きな影響力を持つようになっていった。そして、この融和運動の流れが戦後の静岡県部落解放運動へとつながっていった。ある被差別部落出身で戦前戦後に融和運動の担い手の一人であった笠原正男は、「静岡県は行政との関係の中で差別を克服すべきだ」と述べている⁸。1963年には、戦前からの融和運動の系譜である全日本同和会の支部として、静岡県同和会が結成された。このように、部落解放運動の流れは、現在まで地道な活動として継続されている⁹。

ただし、こうした活動は広く普及しているとは言い難い。差別問題が表面に現れていないこともあり、学校現場では部落問題は教科書の中の一部でしか扱われていない。それも、近世における「えた・非人」の問題、または近代での全国水平社の創立が中心で、地域を題材とした人権教育をテーマとした授業実践は、皆無と言ってよい。その背景には、同和问题自体を知らない世代の増加や同和问题自体が人権教育において軽視されていることがあるとみられる。

同和对策事業特別措置法（1969年制定）にはじまった対策事業は2002年に期限切れを迎えた。これを機に、静岡県でも一般対策としての実施となり、県内の人権教育も他の人権問題が中心になっていった。県主催の各種人権研修¹⁰においても同和問題が隅に追いやられている感否めない。もちろん、同和問題に限らず多様な人権問題が解決されるべきことは言うまでもない。しかし、黒川みどりはこのように部落差別問題が他の人権問題に埋もれていく状況について「部落問題の人権一般への解消として、かねてから部落問題を避けて通りたいと思ってきた人びとの正当化のための方便になるとしたら重大な問題を孕んでいる」¹¹と警告している。また、狭山事件

で有名な埼玉県における教員向けの意識調査¹²では、約7割の教員が同和教育にやりにくさを感じているとの結果が出ている。その理由として、「間違っただけを教えてしまわないか不安」が51.7%と半数を超えている。静岡県と埼玉県とでは状況は異なるが¹³、学校現場では部落差別問題が取り扱いにくい題材となっていることがうかがえる。

静岡県における部落史の蓄積は決して多いとはいえない¹⁴。県内では浜松¹⁵を中心に水平運動が展開された一方、融和運動は小笠地域を中心に展開された。その中心人物となったのが、井上良一（以下、井上という）である。井上は、1910年代から部落改善運動を行い、融和運動を展開し、県内での大きな融和運動団体を組織していった。戦前はA区（部落差別が残存するためA区とした）の部落改善運動と静岡県内の融和運動のリーダーであった。戦後は部落解放運動に加え、小作側農地委員として農地改革に尽力している。その精力的な活動や功績から、戦後も「融和の神様」と言われたが¹⁶、井上についての先行研究はほとんど見当たらない。井上が地域に根ざした活動を展開し、小笠地域をはじめ静岡県全体の融和運動を牽引したことを明らかにすることに、学問的意義を見出すことが可能と考える。

静岡県の同和教育が低調であることは前述のとおりで、一般的な部落問題学習もしくは近世におけるえた・非人などの部落史学習にとどまっている。こうした通り一遍の内容では、生徒の琴線に触れることは難しい。そこで、生徒の感性に訴えるために身近な題材を取り扱い、「差別」を具体的にどのように解決するかを思考させることが必要と考える。この点、井上を教材として活用することが有効ではないかと考えた。

井上を教材とするに当たって、以下の点で意義があると考えられる。1つめは、井上の「ライフ・ヒストリー」に着目することである。とりわけ井上の小学校時からの被差別体験、青年期でのA区における部落改善運動、そして静岡県の融和運動家としての運動や、融和運動における満州移民への関わりなどに注目していく。これにより、井上の目からみた被差別部落民の実態、近代静岡における被差別部落の状況を生徒に伝え、部落問題を思考させることが可能となると考えられる。

2つめは、静岡県の被差別部落出身で県内の融和運動を牽引した井上を題材とすることで、従来にない同和教育の授業を実践できることである。井上自身は融和運動家であったが水平運動にも理解を示し、ときに水平社との関係も保持した¹⁷。

一般に、部落解放運動と言え、水平運動のほうが大きく知られている。しかし、融和運動と水平運動の両方にかかわりをもっていた井上の活動を紹介することで、生

徒は部落解放運動に対して従来にはなかった考え方に触れることになる。さらに地元静岡県で活動した井上の行動を、生徒自身が追体験することは、部落問題を自分事として捉え、差別問題に向き合う絶好の機会となりえると考えられる。

以上のことから、本研究では、井上を題材とした同和教育の授業を実施し、その部落問題学習における有効性を検証することを目的とする。

II アンケートからみる静岡県の現状

静岡県では、5年に一度、県民の人権問題に関する意識調査を満20歳以上の3000人を対象に行っている。調査は人権一般に関する意識調査、個別の課題（女性・子ども・高齢者・障害のある人など14項目）に関する意識調査、同和問題に関する意識調査、人権啓発全般に関する意識調査である。最新の調査は2019年度で、前回（2014年度）の調査時との比較をしてみたい。

最新および前回調査¹⁸では、いずれも「①同和問題を知っているか」「②知らない人に同和問題を教えることについての考え方」についての質問が設定されていた。

「①同和問題を知っているか」については、「知っている」が34.4%、「聞いたことがある」が27.1%であり、ふたつの合計が61.5%であり、前回の調査時に比べ3.4ポイント減少している。②の「知らない人に同和問題を教えることについての考え方」、つまり「知らない人に同和問題を教えることは、かえって差別を教えることになる。そっとしておけば、差別は自然になくなるからそっとしておけば良い」については、「そう思う」が36.3%で前回より1.5ポイント増加している。「そう思わない」が30.0%、「わからない」が29.3%、無回答が4.4%であった。注意すべきは、「そう思う」の割合が高い年代は80歳以上が52.6%、ついで高いのが19歳以下の50.0%の数値である。静岡県の同和教育の低調さを表した結果といえる。

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を知っているか」という問いは、19歳以下で50.0%であり、他の年代より一番高かった。ただし、半数は「知らない」という現状は教授する教員の姿勢によるところが大きいといわざるをえない。

また法務省が調査した2020年6月の「部落差別の実態に係る調査結果報告書」¹⁹においても同様の質問があり、「聞いたことがある」が77.7%であり、全国との比較においても静岡県における部落差別の認知度は低い。そして、「何かしら教育・啓発を行う方がよい」については、56.0%が行うべきであるという回答であった。過半数が行うべきであるという点が静岡県よりも同和問題解消に

積極的といえる。

上記アンケート結果をみても、静岡県の行政及び学校現場における部落問題への取り組みが低調であることがわかる。

III 井上良一のライフ・ヒストリー活用の同和教育

本章では、「井上がいかに部落問題に取り組んだか」を生徒に実感させるため、井上のライフ・ヒストリーを題材として、静岡県の融和運動に関する同和教育を実施し、その実践状況と結果を述べる。ライフ・ヒストリーは、社会学の研究が一般的であり、特にオーラル・ヒストリーの聞き取りが主な方法であるが、歴史教育の実践の蓄積は薄い²⁰。

井上は、1890年に静岡県小笠郡南山村の被差別部落A区に生まれた。静岡県の西部には19の部落が存在するが、A区はそのうち16番目の人口規模であり、水平社が結成された部落としては最小である²¹。井上によれば、A区は「生業は草履表造、夏は草刈り、茶摘み、日傭、熊手製造」であり、「村は山の中で、昼間も暗く狐や狸が軒下まで出てくる」場所で、他の被差別部落からも経済的に下に見られていた²²。

筆者は、このような環境に生まれた井上が幼いときからいかに差別と戦い、成長後にA区のみならず静岡県を牽引する融和運動家となったかをテーマとした歴史学研究²³（以下、井上研究という）を行った。井上研究では、主に戦前・戦中の部落改善運動や、融和運動そして融和運動としての満州移民を扱った。

授業では、井上のライフ・ヒストリー、A区や小笠地域などの地域史、そして通史（以下、全体史という）を常に関連させることを意識した。ライフ・ヒストリーを構成する材料としては、『自叙伝』をはじめとする井上家の所蔵文書（註16・29・31・39・44）を活用した。

授業実践は、2020・2021年度に高校3年生の日本史Bで行った。対象生徒は日本史Bを選択した16名（各年度8名ずつ）であった。筆者の勤務先が高等学校であることも実施の理由であるが、水平運動や融和運動という学習内容を扱うため、一定の歴史的背景が求められる点、および同和教育の上で部落史学習を行う必要性もある点において高校日本史Bでの実践が妥当であると考え、実施した。日本史Bは4単位で、本来この内容は単元で言うと「第二次世界大戦と日本」で扱うべきであるが、今回は現代までを履修した後に本授業を実施した。配当時間は3時間である。

以下、授業の流れと実践の状況を示しながら、生徒の反応をもとに検討を加える。その上で授業全体についての考察を行う。

(1) 井上の被差別体験～小学校時代

生徒たちは近代史については既習済みであったため、第1時は知識の確認作業から開始した。まずは事前に作成した井上の年譜と全体史の年表(表1)を提示し、井上が生まれた1890年に起こった出来事(第1回帝国議会)、井上が部落改善をはじめた時期に第一次世界大戦が勃発したことなどを問いながら、歴史的背景を確認した。

なお、授業内では井上の氏名は伏せ、A氏とした。なお、生徒の意見の回答方法は主に発問後の筆記での回答であった。

次に井上の自伝である『自叙伝』の小学校における被差別体験²⁴を教員がゆっくりと読み上げ、その後、各自に黙読させた。井上によれば、小学校入学時から毎日いじめられ、「泣かされない日はなかった」と言う。「いつも泣きながら我慢する仲間の9人(同じ部落の児童―引用者)はひとかたまりになって声もたてず毎日を送る」日々を過ごし、学校にも足が向かなくなった。しかも、「2ヶ月も同一部落の学童が休校しても学校当局では調べなかった」と言う。

表1 A氏の年譜と全体史

A氏年譜		全体史
1890(明治23)	小笠原A村で誕生	第1回帝国議会
1904(明治37)	東京上京、夜学入学	①()戦争開戦
1913(大正2)	地域における②()運動	(14~)第一次世界大戦開戦
1922(大正11)	地域の隧道工事開始	③()創立
1929(昭和4)		④() 【日本は昭和恐慌へ】
1933(昭和8)	村議会議員当選	国際連盟脱退
1940(昭和15)	⑤()移民調査委員【渡満】	日独伊三国同盟
1941(昭和16)		日米開戦へ(アジア・太平洋戦争本格化)
1945(昭和20)	A村農民組合組合長(小作のために)	⑥()
1946(昭和21)	A村農地委員当選、会長へ	天皇の人間宣言・東京裁判など
1947(昭和22)	静岡県農地委員 副議長、 県農地委員会協議会会長	農地改革開始、財閥解体

授業では、井上の証言以外にも小笠原地域の被差別部落に生きた笠原正男の証言²⁵も取り上げた。笠原は1915年生まれで、井上とも若いときに会っている。笠原が差別を意識したのは9歳頃で、笠原ら被差別部落の児童は、小学校では部落外の児童と遊ぶことはなく、校庭のすみで固まっていた。笠原は、当時のことを振り返り「差別がひどいから貧困化、貧困だから差別される」「想像できないほど貧困だった」と述べている。

二人の文章を生徒に読ませた後に、「A氏や笠原はなぜ差別され、いじめられるのか」「いままでの授業で学んだ被差別部落の歴史が背景にあるか」を質問した。この

質問に対し、生徒たちは、「『けがれ』た仕事に従事していた」「江戸時代の職業のなごりである」などと回答した。こうした生徒たちの認識は、江戸時代の身分制の残滓によるものと考えられる。こうした認識はまだまだ多くの人に残存し²⁶、生徒にも影響を与えていると考えられ、近代以降も差別が再生産されていることを確実に教える必要性が示唆された。

生徒たちの差別に対する意識を確認するため「現在、差別は解消したか」という質問をしたところ、ほとんどの生徒が「解消していない」と答えた。中には「差別する側、される側のいずれにも意識は継承されていく」と述べた生徒もいた。さらに、ある生徒は感想文で「もはや見えないから差別してた側からしたら消えたのかも知れないけど、された側は親から子に意識の引き継ぎはあるのでは」と述べていた。これらの発言から、生徒たちは、被差別部落自体は認識していないが、差別意識は解消しにくく継承されるものと捉えていることがうかがえる。

このように、井上や笠原を取り上げることは、生徒たちにとって地域的な身近さを感じるという点で他の地区の例(大阪や京都など)に比べて一定の効果はあったと考えられる。生徒の感想をみると「地元の小笠原でも差別があったことに驚いた」といった言葉が散見され、部落問題のみならず歴史学習における地域史教材の有効性は証明されている²⁷。

ただし、世代という点では生徒たちと大きな開きがあり、「歴史」という捉え方になりがちである。この点については、地域的にも世代的にも生徒たちにより近い人物を題材とすることが望ましいと考える。筆者はこうした条件に合致する授業実践²⁸も行っているが、これについては別の機会で述べる。

井上の被差別体験は、その後の井上の部落解放運動の原点となった。事実、井上は、被差別部落に住む児童の学問の遅れになるとして、1929年に宮内大臣一木喜徳郎に陳情している²⁹。授業では、こうした点も紹介しながら、被差別部落民が受けた差別の非道さを伝えることを試みた。

(2) 井上の部落改善運動～隧道工事建設について

第2時は、井上と部落改善運動の関わりを取り上げながら、授業を進めた。1880年代後半から部落改善運動と呼ばれる運動が開始された。その目的は、被差別部落に向けられた不潔や病気の温床といった社会の視線を覆そうとするものであった³⁰。静岡県においては、1898年に浜名郡吉野村で発足した風俗改善同盟会が改善運動の先駆けとなった。改善を推進したのは北村電三郎や長谷藤

市である。北村らの運動に影響を受けたのが、世代的に一回り以上下であった井上である。井上が「融和運動家としてよい同志であり、親友であった」と述べた³¹とおり、井上は後に北村とともに融和運動を推進するようになっていく。

授業では、まず部落改善運動を説明した。改善運動とは差別の原因を被差別部落に求めたものであったとし、生徒には例として、「部落の人は汚い」など差別の原因を被差別部落側に求めたことに対し、融和運動の説明として「部落外の人の意識を変えよう」と外部に差別の不当性を訴えていくとした。前述のように部落民だけで差別の不当性を訴えた中心的存在が、全国水平社（1922年創設）である。全国水平社は生徒も学習済みであったため、その知識を起点としながら、官民一体化して運動しようとする融和運動について水平運動との差異を説明した。

授業では井上の言葉を紹介しながら、A区における生活環境改善について教えることから始めた。改善は1913年の青年会から始まり、翌年の婦人会、1915年の互助会というように区民全員参加へと拡大していった。具体的な改善内容は、禁酒や賭博の禁止をはじめ標準語を使うこと、便所の改善などがあった。ただし、現在の生徒には奇異に感じる点が多いため、なぜこのような改善をしようとしたかを問うことでその意味を思考させた。これについては、生徒から、「部落外の人からの差別を受けないように」という回答が出され、部落の人が周囲の反応を気にしているのが理解できたと考えられる。

次に、A区的环境改善として周囲の地域環境に影響を及ぼすことになる隧道工事建設事業を取り上げ、この時期の差別問題などを生徒に思考させた。生徒たちに、地域社会にこそ多様な部落差別があり、複雑な人間関係の中でこの事業を通じて差別をいかに克服したかをみるのが目的であった。また、差別の克服や改善事業の推進に当たって、井上は県などの行政と連携する方法をとり、後の融和運動へとつながっていったことにも触れた。

井上は、A区の立地的環境について「工事は三方を山脈に囲まれ、交通はもちろん産業の進展、通学児童の不便なり。日常その必要性を痛感して居った」³²と述べていた。授業では、この井上の言葉を紹介したうえで、史料（井上良一『自叙伝』）を用いて、生徒に以下の2点について読み取るように指示した。

- ① 工事反対派（A区内・村内・隣村など）の動き（意識）
- ② 工事遂行のためにAは誰（行政など）とどう結んだのか

結ぶというのは授業内で補足し、Aはいかなる権力と関係を作り、自己の目的遂行を目指したかを読み取るよ

うに指示した。

具体的には、①と②に該当する文章を黙読して、A氏（井上）の思いがよく伝わる箇所にアンダーラインを引き、周囲の生徒とも突き合せながら確認するように指示した。

生徒にアンダーラインを引いた箇所を尋ねると、どの生徒も同じ箇所であった。下記の文章がその一例である。

賛成者は私一人だ、四方八方全部敵だ、だから私はやる。反対せられるから意義がある。賛成者が多ければ誰でもやれる、人間の力を試す好機会だ、君も反対せよ。私は必ず力で押し通す、力と力の戦いだ。

井上の行動に対しては、村長や村会議員、周辺地区の人間など、数多くの人が反対した。またA区内であっても反対者は多かった。さらには、井上の身内である両親も反対していた。上記の文章には、こうした過酷な状況でも、井上が強い信念をもって臨んでいたことがあらわれている。生徒たちは、数多くの反対勢力に立ち向かいながら工事を遂行させようとする井上の姿勢に感銘したことがうかがえる。

井上は、工事によって完成した隧道の開通式に出席した際の心情を「涙涙感慨無量」という言葉で示した。授業では、この井上の言葉を取り上げ、生徒に、井上の感慨の背景にあるものを考えさせた。

その結果、以下のような生徒の意見が出された。

- 生徒Ⅰ 自分自身で「何もできない」と思っている人たちに一石を投ずることができたかもしれない。差別解消への大きな一歩とも思えたのではないかな。
- 生徒Ⅱ 幼い時より最悪の状況だった村を、自分の力で変えることができたこと。
- 生徒Ⅲ トンネルが完成したことの喜びと達成感や、自分の差がすくなくなったように感じたのではないかな。

生徒Ⅰ～Ⅲの意見は、いずれも身内を含めて周囲から強い反対を受ける中、井上が部落改善を推進したことの行動力に感心したことを示していた。また同時に、いかに部落差別問題が根深いものであるかを実感する意見も出された。部落差別と地域社会の関係について井岡康時は、「地域社会こそが部落差別が起ち上がる現場であり、ここを解明することによって、差別という社会現象の持つ複雑さや多様さについての理解が進む」と述べている³³。小笠地域のA区における当時の状況は、井岡が指摘した差別による複雑な人間関係が表出している。また、

生徒たちも、井上のひたむきな部落差別との向き合い方を読み取り、この問題の深刻さを実感できたという印象をもった。以上の点から見ても、井上の行動や信条を取り上げることが、同和教育において一定の効果があったと考えられる。

(3) 小笠地域における融和運動としての「満州移民」 ～井上の悩み

第3時で隧道工事の次に取り上げたのが、井上による満州移民への取り組みである。満州移民は満州事変(1931年)の勃発後に開始され、第二次世界大戦の終戦(1945年)までの間に約27万人が送出された。移民反対の立場であった高橋是清が暗殺された二・二六事件(1936年)を契機として広田弘毅内閣により「二十ヶ年百万戸送出計画」が策定された。これにより名実ともに国策となり、農林省が移民計画に携わることで、経済更生特別助成と分村移民が結合される形となった。分村移民計画においては「適正規模農家」により母村を再編成し、「過剰農家」を満州へ移民送出した³⁴。そして移民の大量送出を図り、満州からの飼料穀物の供給を目指すことになる³⁵。日中戦争後は農家経済の好転と労働力不足により農村からの移民送出が困難となった。こうした状況下で被差別部落は過剰人口を抱え、満州移民送出が期待されていくことになる。

静岡県からの満州移民は開拓団員、青少年義勇軍の隊員を含めて総数9206人で、全国第9位である。県行政が強力に取り組み、興亜教育も熱心であった³⁶。こうした中、被差別部落でも満州移民が推奨されるようになっていった。静岡県の被差別部落民の移民状況は33人で、全国でも5番目の多さであった³⁷。

授業では、上記の内容を説明した後、井上に関する研究資料をもとに、満州移民を推進する立場にあった井上が、いかなる思想を持って移民政策に取り組み、いかなる行動をとったかを中心に、被差別部落における満州移民について思考させた。

当時、静岡県における水平社は大衆的基盤をもたなかったこともあり、県内の中・西部においては融和運動の影響力が強かった。その中核が小笠地域であったため、融和運動における満州移民を考察するには、小笠地域は絶好の対象といえる。

授業では、上述のとおり既習事項である満州移民及び官民をあげ取り組んだ融和運動の復習に触れたうえで、導入として「貧困な被差別部落も移民の対象として積極的に推奨されたときに、部落のリーダーだったらどうしますか」との質問を行った。そのうえで「A氏(井上)がどう考えたか」を思考させた。(思考後に筆記・発表)

さらに、生徒が思考するための補足材料として、前述の被差別体験で取り上げた笠原正男の満州移民に関する体験談³⁸を紹介した。笠原は1938年の第7次移民団に参加した。その際、言われた言葉が、「20町歩やるから満州に行け」「満州に行けば差別はない」であった。しかし、満州での状況はその言葉とはまったく異なったようで、「現地に行くとえらい差別があった。部落解消のために融和会でよこして、ここでも部落を作るなら家においても同じである」と発言している。また笠原は、当時、静岡県社会事業主事であった安藤寛に誘われたとも述べている。安藤は移民の積極的推進派であり、井上とも交友があった³⁹。授業では、この事実を紹介したうえで、以下3点の安藤の主張を生徒に読ませ、行政側がいかに移民を勧めていたかを確認させた。また、これらの主張は、後に触れる井上の史料との関係が深いため、ゆっくりと教員が読み上げた。

- A 「余剰戸数を移住せしむることが根本的にして最良の方法である」とし、むすびでは農業移民は「希望に満ち満ちている」とし、「行け、満州へ一日も速み其処は日本青年のきたり耕さんことを待望している」としている。
- B 「海外雄飛の思想を涵養して亜細亜大陸へ進出を図れ」と述べ、分村計画についても積極的であり、「之れでなければ更生は出来ぬ」。
- C 「農村地区の資源を増す為に人口移出を奨励する必要がある。移出さるべき方面は、農村地域より都市地区への移動にあらずして、大陸への進展である」。

安藤の主張を読み上げた後、井上の生活環境を確認し、部落の生活の厳しさを実感させた。1929年以降の世界恐慌とその影響を受けて発生した昭和恐慌は、日本経済全体に深刻な経済不況をもたらした。こうした背景を生徒たちは既習済みであるが、全体史と関連付けた理解を促すために再確認したうえで地域史の説明を行った。

まず、被差別部落の経済状態について説明した。1929年に中央融和事業協会が実施した産業調査の結果に基づき、被差別部落1戸当たりの平均税額は3~8円で、農村全体の1戸当たり平均税額は20円前後⁴⁰であることを提示した。そして、「税金が安いということは、収入は高い、それとも安い」などと問うことで(発問)、被差別部落の収入の低さを確認した。

次に、井上が暮らしていた部落の人口と耕地面積をまとめた表を示した(表2)。

注目すべきは平均耕作面積で、1935年時点で他の農村は4反2畝⁴¹に対してA区は3反5畝であり、農地面積の狭さなどが読み取れる。

また、授業では詳細な内容には立ち入らなかったが、1931年の埼玉・長野・滋賀三県下の農村部落収入総額が478円であったのに対し、A区の世帯収入は350円であることにも触れ⁴²、A区の経済状況が他の部落と比較して厳しく、生活難の状況にあったことを説明した。こうした貧困な状況下でその打開策の選択肢として、井上が満州移民を想定してもおかしくない状況となっていたことがうかがえる。

表2 A区人口・耕地面積

	人口（総戸数）	耕地①総面積②1戸当平均面積
1925年	176人（33戸）	①5町4反②1反7畝
1930年	156人（26戸）	①7町2反②2反8畝
1935年	154人（22戸）	①7町7反②3反5畝

融和事業関係地区調査票『融和関係書類』より筆者作成次に井上の3つの文章（以下の記録a～記録c）を生徒に読ませ、特に井上が満州移民にいかに向き合っていたかについて感じる点を各自で「つぶやかせた」後、話し合いをさせた。

「つぶやき」としたのは、周囲への意見発表よりも生徒が気軽に思考させ、周囲の意見にとらわれない「独り言」のようにさせたかったためである。個人が多様な「つぶやき」をすることで後のグループでの話し合いが活発になることを期待した。

記録a 「減私奉公の誠を盡すの秋に当り、(略) 好機逸すべからず勇猛邁進歴史なく因襲伝統なく実力が物をいう新天地に王道楽土を築く満洲開拓こそ自己を活し子孫の恒久的繁栄を期し以て国策に順応し即ち新体制下に於ける大政翼賛に貢献する洵に一石三鳥でなかろうか」。

記録b 「満州国独立といへども実質は日本が占領したと同じで長は満人だが次長は日本人、必ず此の次長が実権を握り此の拡大なる全満を坪一銭で買収し名目は買収だが実質は奪取であり、心ある満人は不満不平で鎮撫が出来ず軍隊の鉄砲で威喝している時代で至る処に暴徒も匪賊も表れる。危険性の多分にあると其の筋からも、安藤氏からも臆されている」。

記録c 「私は、満州移民は、将来性はあるが気候、風土、生活激変からみると意思の強固な不拔の開拓精神移民魂の充実している者でないと容易に

成功しないと考えているから遂に強要はせない。しかし現在の五反百姓の二男三男の農村に分家し戸数を増やすことには賛成できない」。

記録aは満州移民を推奨するための雑誌⁴³であり、井上の公的な見解といえる。この文章で井上は積極的に移民推進を訴えている。記録b及び記録cは井上家所蔵文書である。記録bは井上が1938年渡満時の時を回想して記したもので⁴⁴、満州に対する認識と危険性を承知していたが報告では安全と記したと考えられる。記録cは井上の満州移民についての見解を述べており⁴⁵、移民を推奨していない点で明らかに記録aとは異なる。以下、井上の文章を読んだ生徒たちの個人での「つぶやき」を紹介する。（筆記後に回収）

- 生徒I a：昔の頭のおかしい日本人みたい。
b：理性を感じる
c：どっちの味かわからない。
- 生徒II a：良いことを挙げて移民計画に賛成している。
b：満州やばいなあ、危険だなあ。
c：移民は難しいが、戸数増やすのも賛成できない。
- 生徒III a：なんとしても来てほしいと強く主張。
b：危険性を承知で安全と報告するほど満州に行くことを推奨している。
c：満州よりも農村をどうにかした方がいい。

生徒I～生徒IIIの意見を例としてあげたが、他の生徒からも同じような意見が出された。ただし似てはいるものの、よく読んでみると少しずつ異なっており興味深い。例えばIIIのbに対しての意見などは他の生徒とは異なる興味深い指摘であった。

各生徒の意見をもとに井上の心境についてグループで話し合わせた結果、以下のように意見が二分した。

- ①満州へ行くのは危険であるが、差別をなくすためには行ったほうが良いと思うこともあり、迷っている。
②迷いはあるが、部落差別をなくす目的があったから満州行きの気持ちは強かったと思う。

①は迷いがある中で、記録bと記録cの主張を肯定的にとらえ、本音は行かないほうがよいと考える生徒は多くみられた。②は部落差別をなくすためには致し方ないという意見である。あるいは、どちらも本音であるとの意見も出ている。

前述したように記録aと記録b及び記録cの特徴からみて、生徒の多くは「危険だから、満州に行くべきでは

ない」と答えるだろうと予測していた。しかし実際には予測と異なり、「部落差別解消」のために渡満すると考える意見が多くあった。これは、井上のライフ・ヒストリーを学習する中で、差別に苦しみ、いかにして部落差別を解消していくかを考え続けている井上の姿を見ていたからではないかと推察する。

(4) ライフ・ヒストリーの文章化～井上の追体験と相対化

第3時の後、授業実践の総括として、生徒自らが井上のライフ・ヒストリーを文章化するという課題を与えた。文章化に当たっては、前掲の表1(井上の年譜と全体史)を参考に、「全国水平社」「世界恐慌(昭和恐慌)」「アジア・太平洋戦争」の3つの語句を必ず使用させた。文章化の主な目的は、生徒が自ら歴史の流れを確認し、全体史と個人史(被差別部落史)を結びつけることであった。生徒が書き手となり歴史を復元しようとするのが、理解を深めるための効果的な学習活動と考えたことも、この手法を選択した理由の一つである。

以下、生徒Ⅳが提出した井上のライフ・ヒストリーの一部を抜粋して紹介する。(筆記後に回収)

生徒Ⅳ 1940年日独伊三国同盟が結ばれた。A氏は満州視察を命じられた。「満州国独立」といっても実質日本の占領地。買収名目の奪取では心ある満人を暴徒。匪賊にさせる。危険性があることを承知で、報告書ではA氏は「安全」と書いた。満州移民の選択が迫られる。A氏は部落差別の苦しみを身をもって体験している。きっとこれから戦争の激化により底知れない程度まで生活はひどくなるだろう。安藤寛が説いた五族協和にのることも一つの手だ。不安をもちながらも、少しでも希望がある満州で生活した方が苦しみを和らげるのではないのか。移民が成功か失敗かどちらになるかもわからず、しかし今のままの生活はどうしても変えなければならない。悩んでいる間について日本は日米開戦へ。アジア・太平洋戦争の始まりだ。(略)今でも残り続ける部落差別。生まれてからA氏が死ぬまで背をわされた「部落民」という言葉は、どれだけ努力があっても消えることはなかった。満州という、日本を越えたような場でも、消えることのない差別をA氏は一生受けていったのである。

この生徒Ⅳは、1年次に現代社会の授業で被差別部落

出身の女性(本間肥土美氏)の講話⁴⁶を聞いた経験がある。文章は歴史的背景をおさえながらも、被差別部落出身の井上の立場にたって記述されている。その際に井上の文章を活かし、常に時系列を意識している点は評価できる。

生徒Ⅳは1年次での感想で「小、中学校ではこのような問題を深く教えないことで、もう今は無いものとして扱っているような感じでした」と書き、続いて「差別には差別を受けた人にしか理解することのできない大きな苦労や悲しみがあるのではないかと被差別者側の視点に立った意見を述べている。1年次では現代における差別を思考させたが、今回、戦前・戦中の歴史を学ぶ中で、A氏の被差別体験や部落改善への思い、そして、満州移民の指導者Aの心情をみていくことでより具体的に部落差別の厳しさを強く認識したと言えよう。しかも、A氏のみならず被差別部落民側からの差別の現実を生徒Ⅳなりに感じとり、被差別問題に対する思考を深めたことがうかがえる。

生徒Ⅳと同様の見解を述べる生徒が多い中、以下のよう

生徒Ⅴ A氏は渡満させるべきか、それとも村で渡満するかを悩むことになる。A氏は一度渡満して現実はおかっているが、このまま日本に住み差別されながらも安全に生きて生活するか、賭けはあるが渡満して差別がなく、土地を持てるようにするのか一人迷っていたように感じる。今も部落問題は解決したように見える。しかし現在でも残っている部分がある。私たちは部落の人たちに対してどのように接するべきか。

上記以外では、自ら問いを立てて推論する記述⁴⁷もみられた。そうした記述は、結果的に2022年度から実施される学習指導要領の「課題を設定し」、「資料を活用し」ている作りになっていた。こうした生徒たちの思考は、高校2年次から3年の1月にかけて「知識」を獲得していたことが前提にあり、歴史的思考力は「知識」と「思考力」が一体となって成り立っていることは言うまでもない⁴⁸。「知識」を通史の中に位置づけながら文章化させることは、生徒にとっては極めて主体的かつ思考力が求められる活動であり、有効な教育方法であると考えられる。

(5) 授業実践の考察～生徒の認識の変化

以上のとおり、本研究では部落問題学習の授業実践として、井上のライフ・ヒストリーにおける3つの場面

取り上げ、生徒に思考させた。そのいずれもが生徒にとって未知の教材とも言え、興味を持って取り組んだ様子が十分に伝わってきた。

生徒の感想・意見を見ると、やはり井上は自分たちと同じ地域に生きた身近な存在で、差別とは人を苦しめるものであるといった感想が多く、井上の言動から学んだことがわかる。特に、隧道工事をめぐる井上と周囲との関係、そして井上の行動力は生徒の心を動かした。また、その井上が満州移民にいかに向き合うかについても、井上の気持ちを追体験して考えさせたことが、井上の小学校時代の被差別体験に比べて、より差別を受ける立場の深刻さを理解するきっかけとなり、大きな成果が得られたと考える。生徒たちは、井上という地域の被差別部落の解放運動のリーダーの心情と、生徒が学んできた通史に生きた権力者の立場や考え方を重ね合わせることで、より多面的に歴史をとらえることができたと考える。

融和運動における井上の立場を紹介し、井上がいかに隧道工事に取り組み、満州移民の推進においていかに悩んでいたかなどを生徒自身に思考させる試みは、静岡県独自の同和教育を実践するという点では一定の成果があったと言えよう。高校生にとって融和運動は水平運動と異なり初めて聞く概念であったが、井上の事例を通じて具体的に理解でき、同時に権力⁴⁹との結びつきによる是非も思考できた。井上は、四面楚歌の状況でも権力を活用して隧道工事という大工事を成し遂げた。そのことが、当該地域の部落民を部落解放運動に向かわせる大きな原動力となっていた。こうした展開は、融和運動家である井上だからこそのものと言えよう。

しかし、その反面、井上は満州移民に対しては悩みながら進めざるを得なかった。このように、井上が行政と連携していたからこそ権力の意向に左右されやすい面ももっていたことも生徒は理解できたといえる。

静岡県では、井上が第二次世界大戦の終戦直後まで融和運動を牽引してきた。そのため、水平運動より融和運動のほうが活発であり、その流れは戦後も継続された。また、井上は自らの活動においては水平運動にも理解を示し、状況に応じて徹底的糾弾の手法も取り入れた。それは井上独自の姿勢とも言え、融和運動は行政との関係性のうで成り立っていることも確かであった。そのため、静岡県においては、時代が経過するとともに井上のような手法、つまり融和運動と水平運動の双方を盛り込んだ手法はとられなくなり、部落差別を糾弾する考え方が徐々に薄れていった。こうした事情も、静岡県において「寝た子を起すな」という意識が定着していった一因と考えられる。

以上の点に対し、先に紹介した生徒Ⅳは、次のような感想を述べている。

生徒Ⅳ 1年次に学んだ部落差別は戦後のことで、満州移民などの話が持ち込まれると捉え方が大きく変わると思いました。また、耕地面積など具体的な事例も初めて知った情報で、平均的な面積と大きく異なり生活の苦しさにつながるものだと思います。国は満州へ行くことで「自分の土地が持てる」や「差別がなくなる」と言って、弱者である部落民の苦しみにつけこみ、多くの国民を犠牲にしています。A氏が満州へ行くことを恐れながらも、見過ごすことの現状と立ち向かい、村のためにひどく悩むことで少しでも正しい途を選べたらとかんじました。

生徒Ⅳの感想から、戦後だけでなく戦前の部落差別の状況を授業で取り上げることで、生徒の部落差別に関する認識が変化することがうかがえる。生徒の意見・感想は表現こそ異なるが概ね紹介した感想・意見に集約することができる。

今回の授業実践においては、ライフ・ヒストリーの課題とは別に、3時間の授業全体の総括として、井上のことに限らず差別全般に関する感想を提出させた。その感想文からは、以下に紹介するとおり、差別が生徒たちにとって「歴史上の問題」ではなく、いま現在、直面している「現実の問題」として捉えていることが明らかになった。

生徒Ⅵ 「地元の小笠でも差別があり、それを克服しようと努力した人がいたことを知りました。A氏の当時の思いがそのまま書かれた資料を読むと、よりその時の過酷さを知ることができた」。

生徒Ⅶ 「いまなお差別に苦しむ人びとがいるのが現状だから、差別された側の経験を知ることからはじめ、そのような人たちの立場になって考える教育をすべき。時代背景と合わせた学びができたため、視野を広くして満州移民について考えることができた」。

生徒Ⅷ 「Aさんという1人を中心に話を進めていくことで、被差別部落の話に現実味が出て、本当に存在するんだという実感が湧く。そこから被差別部落のことをよく考えられるようになり、公正に伝えていくことが出来ると思う」。

以上のことから、井上の事例を取り上げて部落問題学習を行う意義は大きく、教科開発学の視点においても活用し値すると考える。部落問題を学ぶことで生徒を取り巻く多くの人権問題に応用できるものであろう。今回掘り起こした井上のような事例の教材開発を進め、実践化

することが有益であると考え。特に井上が牽引した融和運動に注目することは、静岡県の同和教育を見直す際の一つの視点となり得ると言えよう。

IV おわりに

以上、本研究では、静岡県における部落問題学習のありようを検討するため、静岡県の小笠地域で部落解放を目指して融和運動を牽引した井上のライフ・ヒストリーを用いた授業実践を行った。その結果、生徒たちは静岡県で活動していた井上の考え方や行動、心情に触れることで、部落差別の過酷さや悲惨さを理解していたことがわかった。IIのアンケートにみたように授業を受講する以前は、生徒たちは部落の存在をほとんど知らない、そして同和教育も受けていなかったわけであるが、授業後には差別自体の厳しさを痛感し、同和教育の必要性を発言していくことになっていったことは成果といえよう。

静岡県における同和教育については、水面下での差別は存在しているにも関わらず、なぜ、すでに差別問題が存在していないかのように捉えている人が多いかを今一度検討する必要があるだろう。「寝た子を起こすな」という意識は、多くの地域で同様に広がっているが、静岡県でも根強いことには変わりはない。そこで、静岡県の教員が同和教育に臨む際には、教材開発や授業の進め方において、さらなる工夫が求められる。また、生徒を取り巻く教育環境が変化する中で、被差別部落の存在を直視し、差別の解決に向けた教科開発学の視点も必要と考える。

同和教育における部落問題学習の教材開発や授業の組み立てという点で言えば、静岡県においては融和運動を題材とすることが有効と考える。確かに、部落民が立ち上がり、水平運動をとおして差別を克服する図式のほうが生徒にとっては理解しやすいという考えも成り立つ。しかしながら、前述のように静岡県の「寝た子を起こすな」意識が強いという現在の状況に鑑みれば、生徒にとって、自分たちが暮らしている静岡県で活動した井上が取り組んだ融和運動の歴史を振り返るほうが、より身近に感じることができ、教育効果も見込める。

本研究の授業においては、従来のような静岡県以外での差別事例ではなく、静岡県で部落解放運動を展開し、当時、大きな影響力をもっていた井上の事例を取り上げた。特に、井上が戦前・戦中において融和運動の輪を拡大できた理由や井上を支持していった当該期の部落民及び行政などの状況を探究することが、今後の部落解放運動の方向性を考える上での有効な材料になると言えよう。こうした部落史を紐解くことこそ現在の「寝た子を起こすな」を打破できる実践になると確信している。

本研究において、静岡県で活動した井上の融和運動を題材とすることで、生徒たちはより身近に部落差別問題を現在の課題として思考できることがわかった。今後も他地区（大阪・京都など）にはない静岡県独自の同和教育を目指していくためにも、こうした人物が希求した部落解放運動のありようを学校現場で紹介することは意義があると考え。黒川みどりは、現在の状況を称して、部落問題の「無化」と呼んでいる⁵⁰。学校現場からこうした状況を正確に把握し、差別と戦う人間形成を進めることが急務と言えよう。

引用・参考文献

- 1 友永健三「「部落差別解消推進法」公布・施行5年—成果と課題—」（朝治武・谷本昭信・寺木伸明・友永健三編著『続部落解放論の最前線 水平社100年をふまえた新たな展望』、解放出版社、2021年、23~24頁）。
- 2 片岡明幸「プライバシー侵害に矮小化した中途半端な判決 東京地裁判決の評価と問題点（『部落解放』815号、2022年、解放出版社、17頁）。当該裁判の評価及び問題点を掲載している。大きな問題点は「差別されない権利」を認めていない点とする。
- 3 朝日新聞デジタル「被差別部落の地名公開はプライバシーの侵害 出版禁止など命じる判決」2021年9月27日 <https://www.asahi.com/articles/ASP9W55PFP9TUTIL00C.html>
- 4 Ramseyer, J. M. (2019) "On the Invention of Identity Politics: The Buraku Outcasts in Japan" *Review of Law & Economics*, 16(2).
- 5 『部落解放』2021年810号、解放出版社。藤野豊をはじめとして多くがラムザイヤー論文を批判している。
- 6 黒川みどり「部落問題の「無化」を問う—水平社百年を前にして第3回 M・ラムザイヤー論文から考える」『解放新聞埼玉』2021年9月15日。
- 7 本間肥土美氏（磐田市ふれあい交流センター指導員）からの聞き取り。また、黒川は「同和地区の起源」についてのアンケートで「人種（民族）が違う人たちが集まってできた」の回答が静岡県では格段に多いことを指摘する。こうした点も結婚差別が絶えない理由のひとつといえよう。（黒川みどり「静岡県における部落問題」『社会人のための人権運動』静岡県人権・地域改善推進会、2021年、122~124頁）。
- 8 中山による聞き取り。笠原については、中山敬司「戦時下静岡県小笠郡一被差別部落における満州移民の実態と高校社会科授業におけるオーラル・ヒストリー学習活用の一考察」（『教科開発学論集』第7号、2019年）参照。
- 9 静岡県同和会の系譜として現在は静岡県人権・地域改善推進会が存在し、活動している。
- 10 いじめやインターネットにおける人権侵害が中心的議題になることが多い。
- 11 黒川みどり『近代部落史 明治から現代まで』、平凡社、2011年、251頁。
- 12 埼玉県人権教育研究協議会『2019年同和教育に関する教員意識調査 教員の人権意識』一般財団法人埼玉人権・同和センター、2021年。
- 13 東日本部落解放研究所編『東日本の部落史 I 関東

- 編』、現代書館、2017年、263頁。1935年の政府統計では埼玉県内の被差別部落数は263地区、5402戸、32875人であって、地区数、戸数、人口いずれでも関東では最も多い。また多くの狭山事件にみられるように多くの差別に関係する事件が起きている県でもある。この県においても同和教育のやりにくさが意識調査で表れていることは、運動団体も少なく、差別が表面化していない静岡県では埼玉県以上にやりにくさを感じていると推測できる。
- ¹⁴ 註8 中山論文で触れたが、竹内康人『静岡県水平社の歴史』解放出版社、2016年。近代の水平運動及び融和運動史を通観している。
- ¹⁵ 静岡県水平社の中心は浜名郡天神町村（浜松市）出身の小山紋太郎であり、小山が全国水平社の中央委員でもあった。
- ¹⁶ 井上良一『水平社運動 全』私家版 1981年。この書において、1968年の同和对策事業特別措置法制定時の会議に井上や茗荷が参加し、井上が会議での緊急動議をし、茗荷から「融和の神様」と呼ばれるように茗荷らの運動に対し大きな影響力をもたらしたといえる。註7 黒川論文、134～135頁。戦後、静岡県では早くから同和对策事業を行い、事業のリーダーとして茗荷完二などが知られており、行政との太いパイプを持ちながら住環境整備を行っている。
- ¹⁷ 井上良一『自叙伝』私家版、第10章 第5節差別事件の回顧、1956年。
- ¹⁸ 静岡県「人権問題に関する県民意識調査結果報告書」2020年1月、2014年11月。
- ¹⁹ 全国の満18歳以上の日本国籍を有する者1万人を対象に行っている。
- ²⁰ 註8 中山論文ではオーラル・ヒストリーの実践である笠原正男のライフ・ヒストリーを扱っている。
- ²¹ 小林丈広「静岡県水平社創立期の一史料」『部落解放研究』86号、1992年、105頁。
- ²² 註17 井上書 第1章幼年時代 第2節母を語る、1956年。
- ²³ 中山敬司「静岡県小笠地域における融和運動としての「満州」移民—融和運動家井上良一の事例—」(『部落史研究』第6号 全国部落史研究会 2021年)。
- ²⁴ 註17 井上書。第10章 第5節差別事件の回顧、1956年。
- ²⁵ 註8 中山論文でも記載した人物である。笠原氏は以前の勤務校では生徒に対し講話を依頼した経緯もある。
- ²⁶ 註7 黒川論文 122～124。「同和地区の起源」についてのアンケート結果での回答「人種(民族)が違う人たちが集まってできた」からみても生徒への影響は強いと考えられる。
- ²⁷ 片岡明幸『人権・同和問題の基礎知識 埼玉編』、解放出版社、2018年、187頁。この中で、新潟の同和教育実践を紹介しつつ、「同和教育についてできるだけ地域に即した事例を取り上げることが望ましい」とし、自分との関わりが見えないと、「自分とは関係ない問題」「関西の問題」と他人事になると述べている。
- ²⁸ 2018年から2020年に被差別部落出身者(本間肥土美氏)を教室に招き、聞き取りを行い、戦後における差別の実態を学ばせた。本間氏は1953年に小笠地域の被差別部落で生まれ、別の地域の被差別部落の男性に嫁いでいる。現在においても差別と闘い、部落解放に尽力している。井上や前述の笠原とは世代が異なるが、3人とも小笠地域の出身であることが生徒にとっては大きな教育的効果を生むと想定できる。
- ²⁹ 井上良一『想出で 1』私家版、1973年。
- ³⁰ 寺木伸明・黒川みどり『入門 被差別部落の歴史』解放出版社、2016年、166頁。
- ³¹ 井上良一『同和と歴史 全』私家版、1970年。
- ³² 註17 井上書 第6章地方改善環境整理事業 第4節坊之谷今間隧道構築事業 1956年。
- ³³ 井岡康時「近代の地域社会と部落差別の関係から考える解放論」(朝治武・谷元昭信・寺木伸明・友永健三編著『部落解放論の最前線 多角的な視点からの展開』解放出版社 2018年、58頁)。
- ³⁴ 柚木駿一「農村経済更生計画と分村移民計画の展開過程」(満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』龍溪書舎 1976年、298頁)。
- ³⁵ 玉真之介『総力戦下体制下も満州農業移民』吉川弘文館 2016年、23頁。
- ³⁶ 『満州の土に生きて』編集委員会『満州の土に生きて—静岡県から満州に行った開拓団と青少年義勇軍生存者の証言』2007年、15～19頁。
- ³⁷ 「融和事業関係地区産業並びに職業転換状況」(『部落問題・水平運動資料集成』第3巻 三一書房 1974年、589頁)。
- ³⁸ 中山聞き取り、註8 中山論文参照。
- ³⁹ 井上良一『昭和15年9月 資源調整指導者講習会』私家版。「私とは客なる関係であり、忘れる事のできない恩人」としている。
- ⁴⁰ 註30 226～227頁。
- ⁴¹ 「部落産業経済概況」(渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』補巻二、三一書房、1978年) 1115～1116頁。
- ⁴² 藤野豊『同和政策の歴史』解放出版社 1984年 212頁、「融和事業関係地区調査二関スル件」『融和会関係書類』南山村役場 1931～37年。
- ⁴³ 井上良一「資源調整講習会に臨みて」(『更生』第35号 財団法人中央融和事業協会 1941年、54頁)。
- ⁴⁴ 井上良一『随想』私家版、1963年。
- ⁴⁵ 註17 井上書 第9章「公職」第7節「資源調整指導員」1956年。
- ⁴⁶ 平等権の單元において、註28で触れた本間肥土美氏を招請しての講話である。
- ⁴⁷ 井上の隧道構築は、「全国水平社が創立された時期というタイミングだったので工事は始まったのではないか」という問いである。
- ⁴⁸ 黒川みどり「問われる歴史教育」(『教科開発学論集』第1号 2013年、120頁)。
- ⁴⁹ 井上が特に結びつきを持った権力は、主に静岡県社会課及び静岡県社会事業協会である。特に社会事業主事の安藤寛、松井豊吉とは関係が深い。ただそれ以外にも中央融和事業協会の平沼駿一郎なども関係を持っており(註16 井上書)、多くの人脈を持つ。
- ⁵⁰ 黒川みどり『被差別部落認識の歴史 異化と同化の間』、岩波書店、2021年2月、366～367頁。

【連絡先 中山敬司 E-mail:knakayama@mvd.biglobe.ne.jp】

Learning about Buraku Problems from the Life History of Yuwa (Reconciliation) Activist Ryoichi Inoue in Ogasa, Shizuoka Prefecture

Keiji NAKAYAMA

Cooperative Doctoral Course in Subject Development in the Graduate School of Education,
Aichi University of Education & Shizuoka University

ABSTRACT

It has been 100 years since the Zenkoku Suiheisha (the National Levelers' Association) was established. The situation in the Dowa area is gradually improving, mainly in terms of the living environment, as a result of the Dowa countermeasures project and the Buraku liberation movement. However, it cannot be said that Buraku discrimination has completely disappeared.

Even in Shizuoka Prefecture, Buraku discrimination continues behind the scenes. However, the residents of Shizuoka Prefecture have little interest in Buraku issues and are strongly conscious of the so-called "Don't wake up sleeping children." As a result, Dowa education is rarely implemented in schools. The Buraku liberation movement before and during the war can be classified as the Suiheisha's Movement centered on the Zenkoku Suiheisha and the Yuwa (reconciliation) movement in collaboration with the government. Ryoichi Inoue of the Ogasa area in Shizuoka prefecture exerted great influence on the post-war Buraku liberation movement as a key person in the Yuwa movement.

In this study, Dowa education was conducted for third-year high school students, and the effectiveness of Inoue's life history as a study material was examined. As a result, it was found that the students realized the reality and harshness of discrimination by coming into contact with Inoue's actions and thoughts. From the perspective of subject development, it is considered that Inoue's life history is worthy of being used as study materials for Dowa education.

Keywords

Ryoichi Inoue, life history, discriminated community, Dowa education, Yuwa movement